

実質化された人・農地プラン(案)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
串間市	市木地区 (大字市木集落)	令和4年2月4日	令和4年2月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	170 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	92 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	35.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.4 ha
(備考) アンケート回答者:28名 ・作作品目については、土地利用型作物(水稲・飼料作物)が約76.4ha、露地園芸(オクラ・ゴボウ・ポンカン)の耕作面積が約14.8ha、施設園芸(キンカン)が約0.8haとなっており、土地利用型作物(水稲・飼料作物)を中心に複合経営が行われている。 ・今後の農地利用の意向に関しては「規模拡大」が5名、「現状維持」が10名、「規模縮小」が10名、「離農」が3名となった。 ・新規品目導入に関しては、「有望なものがあれば導入したい」が12名、「導入予定なし」が16名となった。 ・鳥獣被害に関しては、「被害あり」が25名、「被害はないが将来的には不安」が3名、となった。 ・災害対策に関しては、「被害あり」が28名となった。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・アンケート回答者のうち、後継者が「いる」と答えた回答者は約11%で、後継者不足が課題となる。
- ・現在の65歳以下の耕作者が約43%となっており、5年後には約29%まで減少し、今後の高齢化が懸念される。
- ・イノシシやサルによる鳥獣被害、大雨や台風による水害が深刻化しており、生産意欲の低下が懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農の基礎的な組織である「市木地区農用地利用改善団体」が農地の相談窓口となり、担い手への農地利用集積や耕作放棄地の未然防止に努めていく。

市木地区については認定農業者19経営体、認定新規就農者2経営体、基本構想水準到達者18経営体が担うほか、地区外からの認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、中心経営体は随時追加できるものとする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

＜農地中間管理機構の活用方針＞

市木地区農用地利用改善団体の話し合いを進めながら、農地中間管理機構を活用した、担い手への農地利用集積(面的集積等)を図っていく。また、農業をリタイア、経営転換する農業者については農地中間管理機構に農地を貸付けながら農地の有効活用及び保全に努めていく。

＜鳥獣被害防止策の取組方針＞

地域による鳥獣被害の集落点検マップ(目撃・被害発生場所、侵入防止柵やネットの設置状況)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。また、市木地区農用地利用改善団体によるジャンボタニシの一斉駆除(共同作業)に取り組む。

＜機械の集約化及び共同利用の実施＞

市木地区農用地利用改善団体の話し合いを進めながら、農作業受託(畔塗・除草剤散布作業)や農業機械(畦畔刈機)リース事業を実施する。

＜農地の保全への取組方針＞

中心経営体へ負担が集中しすぎないよう、地域の農地保全や整備等については中心経営体以外の農家、土地の所有者も協力し、地域全体で協力する体制を確立する。

＜災害対策への取組方針＞

水害(大雨)等防止のため市木地区広域協定運営委員会(多面的活動組織)と市木迫ノ宇戸集落協定(中山間活動組織)を中心に水路や畦畔の定期的な点検に取り組む。